

海区便り

V o l . 5 0

はじめに

◎第293回（第20期第2回）隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：葛西、吉田、前田、濱田、亀谷、升谷、小中、安部委員

欠席委員：矢田、田中委員

開催日時：平成24年12月14日（木） 10：30～12：00

開催場所：隠岐郡西ノ島町別府 島前集合庁舎 1階会議室

議 題

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）

国の基本計画変更併せて県の計画を変更することについて諮問がされました。今回変更する基本計画は、排他的経済水域における漁獲可能量（TAC）を定めた計画です。以下報告された変更点です。

・平成25年漁期知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	平成24年漁期の知事管理量	平成25年漁期の知事管理量
まいわし	若干	28,000トン
まさば及びごまさば	22,000トン	※1
まあじ	38,000トン	34,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	※1

※1：まさば及びごまさば、並びにずわいがにについては漁期が7月からのため、期間の直近に設定する。

・平成25年漁期の中型まき網漁業への知事管理量の設定

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成24年漁期の知事管理量	平成25年漁期の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	27,000トン
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	21,000トン	※2
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	31,000トン

※2：まさば及びごまさばについては漁期が7月からのため、期間の直近に設定する。

《審議の結果》この諮問について、原案のとおりで異議なしの答申をすることとなりました。

2. 漁業権一斉切替えのための漁場計画案について（協議）

漁業権一斉切替えのため、漁業業関係者からの要望を反映した漁場計画案について協議しました。新規、継続、廃止、変更のあった箇所について概要の説明がありました。

委員からは、ほんだわら養殖・かき養殖の漁業権などについて質問がありました。

《協議の結果》委員会として異議なしの回答がされました。

〔今後のスケジュール（予定）〕

漁場計画案の委員会協議	平成24年11～12月	免許申請期間	平成25年3～5月
関係機関協議、漁場計画原案作成	平成24年12月末	適格性及び優先順位審査	平成25年6月
委員会諮問・公聴会・答申	平成25年1～2月	委員会諮問・答申	平成25年6～8月
漁場計画の決定及び公示	平成25年2～3月	免許及び公示	平成25年9月1日

3. クロマグロを取り巻く最近の情勢について（報告）

近年、国際社会において高い関心が集まっているクロマグロの資源管理について状況報告がありました。

- ・国際世論は非常に厳しい。H22年に開催されたワシントン条約締約国際会議において、大西洋クロマグロを絶滅危惧種として国際取引を禁止する提案がなされた。
- ・2011年の日本への海域別の供給量は、太平洋産約28,000トンのうち日本へは約15,000トン、国内養殖は約9,000トン、大西洋産約12,700トンであり、合計約40,700トンである。
- ・日本は、太平洋クロマグロの全体の7割強を漁獲しており、資源管理に対して大きな責任を有している。

～国内における太平洋クロマグロの資源管理措置の施策概要～

沖合漁業管理	沿岸漁業管理	養殖業
大中型まき網漁業について、未成魚等の漁獲抑制・削減措置の導入	曳き縄漁業等について、届出制の導入、漁獲実績報告の義務化	クロマグロ養殖場について、登録制の導入、養殖実績報告の義務化

⇒上記の円滑な実施を促進するため漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討。

委員からは、韓国からの輸入状況、養殖用種苗の状況などについて質問がありました。

4. 日韓漁業問題について（報告）

平成24年10月29日に開催された第14回日韓漁業共同委員会の結果概要について報告がありました。

- (1)2012年漁期（2012年3月～2013年2月）の操業条件等
- ①日韓両国の総漁獲割当量は60,000トン(前年同)、総許可隻数は870隻(前年同)。
 - ②2013年漁期から、漁期を「7月から翌年6月まで」に変更。
 - ③現行の操業条件等を包括的にするため、「日韓操業規制検討協議会」を設置。
- (2)協定9条1水域(日本海暫定水域)における資源管理等
- ①両国は、日本海暫定水域における海底清掃事業を維持・拡大し、資源管理および操業秩序確保のため民間協議を積極的に支援。
 - ②両国は、日本海暫定水域等の資源調査・評価に関するロードマップ（工程表）の作成が円滑に行われるよう、両国の科学者等で構成される協議会を適切に指導。
 - ③韓国政府は、日本水域での韓国漁船の違法操業を防止するため、日本海暫定水域の浜田沖および隠岐北方水域に漁業指導船各1隻を常時配置（10月から翌年3月まで）。
 - ④配置された漁業指導船は、当該水域での漁具実名制の実施状況を確認。

5. 平成24年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

平成24年10月23日に平成24年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が開催され、その会議内容について報告されました。なお、島根県からは島根海区漁業調整委員会の事務局長が出席しました。

〈会議内容〉

- (1)平成24年度要望活動の結果について
- (2)平成24年度要望結果に対する意見について
- (3)平成25年度要望事項について
- (4)日本海ブロック共通協議事項について など

平成25年度の島根県要望事項として、第292回（第20期第1回）隠岐海区漁業調整委員会にて協議した「日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について」は、来春に全漁調連の総会でとりまとめられ、関係省庁に陳情されます。

委員からは、竹島周辺の実態調査、暫定水域での操業状況などについて質問がありました。

連絡先

隠岐支庁水産局内
 隠岐海区漁業調整委員会事務局
 Tel：08512-2-9669
 Fax：08512-2-9674